### 用地調査等業務積算基準及び標準歩掛

### 第3章 積算基準

### 3-1 用地測量業務

(用地測量業務構成費目の内容)

- 2-2 用地測量業務費の積算方式
- (3) 安全費の積算
- ①交通整理等に要する費用は次式により算出して得た額とする。

(安全費) = { (直接測量費) - (往復経費) - (成果検定費等) } × (安全費率)

- (注) 1 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。
  - 2 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。
  - 3 成果検定費等には登記手数料を含む。

安全費率は次表を標準とする。

(表一2)

(1)	4)										
場	所	地域	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊	その他					
主として現道上			4.0%	3.5%	3.0%	2.5%					
	_(削 除)_										

- (注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を少数 第1位(少数第2位を四捨五入)まで算出する。
- ② ①によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全 費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

#### (5)技術管理費の積算

### ② 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は諸経費の対象としない。

また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。

(成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業料)

### 用地調査等業務積算基準及び標準歩掛

旧

### 第3章 積算基準

### 3-1 用地測量業務

(用地測量業務構成費目の内容)

2-2 用地測量業務費の積算方式

#### (3) 安全費の積算

①交通整理等に要する費用は次式により算出して得た額とする。

 $(安全費) = \{ (直接測量費) - (往復経費) - (<mark>成果検定費</mark>) \ \ (安全費率)$ 

- (注) 1 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。
  - 2 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。

(追加)

安全費率は次表を標準とする。

#### (表一2)

· · · /									
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙・都市近郊	その他					
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%					
その他 上記数値内で危険度に応じて計上することができる。									

② ①のほか、現場条件により安全対策上必要な費用は積み上げ計算により危険度に応じて算出する。

#### (5)技術管理費の積算

### ② 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、 成果検定費は諸経費の対象としない。

(成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業料)

3-2 調査業務

(業務費の構成)

- 2 調査業務費
- (1)直接原価
- ②直接経費

# (ィ) 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、(イ)ー1を原則適用 し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(イ)ー2を原則適用する。ただし、現地条件等により (イ)ー1、(イ)ー2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総 則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3 (以下「1-3-3」という。)を適用する。

(イ)-1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)

調査業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費交通費
調査業務	直接人件費の 1.91 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連 絡車 (ライトバン) 運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含ま れているため、別途計上しない。

### (イ)-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合)

1)旅費の率を用いた積算

調査業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて 算出すること。

区分	旅費交通費
調査業務	直接人件費の 2.29 パーセント

3 - 2 調査業務

(業務費の構成)

- 2 調査業務費
- (1)直接原価
- ②直接経費

### (イ) 旅費交通費

旅費交通費は、調査業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、「県職員以外 の者の旅費又は費用弁償に関する規則」に準じて積算するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、別途の方法で計上することができるものとする。

通勤及び宿泊の区分

<u>a</u> 通勤により業務を行う場合

通勤により業務を行えるかどうかの判断は、下記を目安とする。

<u>なお、現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公</u> 共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。

- (i) 積算上の基地から現地まで、連絡車 (ライトバン) 運転によるものとして積算する場合 は、積算上の基地から現地までの片道距離が 30 km程度もしくは片道所要時間1時間程度 とする。
- (ii) 連絡車 (ライトバン) 運転費には、運転労務費を計上しない。

#### (表一2) 連絡車(ライトバン)運転費1日当たり単価表

項 目	<u>名 称</u>	<u>規 格</u>	単位	<u>員数</u>	単 価	<u>金</u> <u>額</u>	<u>摘</u> <u>要</u>
	ガソリン		<u>Q</u>		nal		$\ell/h \times 2$
	<u>損 料</u>	<u>ライトバン</u> 1,500 cc	<u>h</u>	2	別 途		運転時間当たり損料
	<u></u>		<u>月</u>	1	通		供用日当たり損料
	雑 品		<u>式</u>	1	知		
	<u>計</u>				스 <u>티</u>		

- <u>(注)</u> <u>1</u> 運転労務費は計上しない。
  - 2 Q/hは別途通知する基準による。
  - b 現地に滞在して業務を行う場合

上記 a の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、「県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則」によるものとする。

#### (i) 往復費

<u>往復費は、当該用地調査等業務を行う技術者の作業現場までの往復(目的地に到着した</u> <u>日と、目的地を出発する日)に要する費用であり補正率の対象としない。</u>

旧

- 注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車 (ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。
  - 2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

調査業務については、定められた係数(下記表を参照)に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。

<u>往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上す</u>る。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	日当・宿泊料(千円)
調査業務	6. 1 X

- X:延べ宿泊日数及び滞在日数(休日補正日数は除く)
- 3) 往復旅行時間に係る直接人件費

往復旅行時間に係る直接人件費が必要な場合は、上記 1 )、2 )には含まれていないため、別途計上すること。その場合は 1-3-3 に基づく。

なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等 に明示するものとする。

旧

(算定方法)

往復費= (基準日額+日当交通費) ×往復+宿泊料×必要日数

交通費=運賃+特急料金(急行料金)

<u>片道</u> 100km 以上	特急料金
片道 50km~100km 未満	急行料金

(ii) 宿泊費

宿泊費は、当該用地調査等業務を行う者が業務のために現地に宿泊する費用である。

(ⅲ) 日 当

<u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計</u>上する。

新 旧

### 第4章 標準歩掛

## 4 一 1 用地測量業務

### Ⅱ 標準歩掛

### 3 現地踏査(表1-1-3)

(1業務当たり)

区分	人	員	員		
区分	測量主任技師	測量技師測量技師補			
外業	1.0	1.0 1.0			

(注) 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合										
費目			割	合	費		目	割	合	
機械		経	費	<u>1.5%</u>		材	料	費	4. (	)%

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

### 6 地積測量図転写(地積測量図のみの転写)(表1-1-6)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

			(10) 000 III = 70 )			
区	分	人	員			
		測量技師補	測 量 助 手			
外	業	0.4	0.4			
内	業	0.2	0.3			

各費	各費目の直接人件費に対する割合									
費		割 合			費		目	割	合	
機	械	経	費	1.	<u>5%</u>	材	料	費	0.	5%

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

# 第4章 標準歩掛

### 4-1 用地測量業務

### Ⅱ 標準歩掛

### 3 現地踏査(表1-1-3)

(1業務当たり)

区分	人	員				
区分	測量主任技師	測 量 技 師	測量技師補			
外業	1.0	1.0	1.0			

(注) 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合									
費	目	割合	費		田	割合			
機械	経 費	1.0%	材	料	費	4.5%			

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

# 6 地積測量図転写(地積測量図のみの転写)(表1-1-6)

(10,000 ㎡当たり)

				, , , , , ,		
	区分	人	員			
		ガ	測量技師補	測量助手		
	外	業	0.4	0.4		
	内	業	0.2	0.3		

各費	各費目の直接人件費に対する割合									
費	費目		目	割	合	費		目	割	合
機	械	経	費	1.0	<u>)%</u>	材	料	費	0.5	5%

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

### 13 補助基準点の設置 (表 1 - 1 - 13)

(10,000 ㎡当たり)

区	$\triangle$		人	員		
	分	測 量 技 師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外	業	0.8	0.8	0.8	0.8	
内	業	0.4	0.4	0.4	_	

新

(注) 10,000 m³当たり標準補助基準点は10点とする。

各費目の直接人件費に対する割合										
費			目	割	心	費		目	割	合
機	械	経	費	<u>2.</u>	<u>5%</u>	材	料	費	3. 5	5%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1. 3	1.0	0.7	1.0

### 14 境界測量(表1-1-14)

(10,000 ㎡当たり)

区分	分		人	員		
	71	測 量 技 師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外	業	1.4	1.4	1.4	1.4	
内	業	0.7	0.7	0.7	_	

各費	各費目の直接人件費に対する割合								
費	費目				合	費		目	割合
機	械	経	費	2.	<u>5%</u>	材	料	費	2.5%

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1. 3	1.0	0.7	1.0

### 13 補助基準点の設置(表1-1-13)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区	分		人	員			
	刀	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		
外	業	0.8	0.8	0.8	0.8		
内	業	0.4	0.4	0.4	_		

(注) 10,000 m<sup>3</sup>当たり標準補助基準点は10点とする。

各費	各費目の直接人件費に対する割合									
費			目	割	心	費		目	割	合
機	械	経	費	2.	<u>%</u>	材	料	費	3. 8	5%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1. 5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

### 14 境界測量(表1-1-14)

(10,000 ㎡当たり)

区	分		人	員	
	カ	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外	業	1.4	1.4	1.4	1.4
内	業	0.7	0. 7	0.7	_

各費目の直接人件費に対する割合							
費	目	割合	費		目	割合	
機械	経費	2.0%	材	料	費	2.5%	

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

### 15 境界点間測量 (表 1 - 1 - 15)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区分		人		員
区 刀	測量技師	測量技師補	測量助手	
外	業	1. 2	1. 2	1.2
内	業	0.2	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合										
費			目	割	合	費		目	割	合
機	械	経	費	3. 8	<u>5%</u>	材	料	費	3. 8	5%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

#### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

### 16 用地現況測量(建物等)(表1-1-16)

(10,000 m³当たり)

D.	分		人	員	
区		測 量 技 師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外	業	0.6	0.6	0.6	0.6
内	業	0.3	0.3	0.3	_

各費目の直接人件費に対する割合										
費目				割	合	費		目	割	合
機	械	経	費	<u>2. 5</u>	2.5%		料	費	2.5	5%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量(建物等)については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量 箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

### 24 用地境界杭設置(表1-1-24)

(10 本当たり)

区	分		人	員	
		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外	業	_	1. 2	1. 2	1. 2
内	業	_	0.5	0.5	_

各費	各費目の直接人件費に対する割合										
費			目	割	費		目	割	合		
機 械 経 費 4.0%						材	料	費	19.	0%	

# 15 境界点間測量 (表 1 - 1 - 15)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区	分	人		員
	Ħ	測量技師	測量技師補	測 量 助 手
外	業	1.2	1.2	1.2
内	業	0.2	0.4	0.4

各費	各費目の直接人件費に対する割合										
費 目割合費 目割合								合			
機械経費			3.0	)%	材	料	費	3. 8	5%		

	精度管理費係数	
	対象費目	係数
	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

#### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補正率	2.0	1.8	1. 5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

### 16 用地現況測量(建物等)(表1-1-16)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区	分		人	員	
	),j	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外	業	0.6	0.6	0.6	0.6
内	業	0.3	0.3	0.3	_

各費目の直接人件費に対する割合										
費		目		割	合	費		目	割	合
機械経費		2.0	<u>)%</u>	材	料	費	2. 5	5%		

	精度管理費係数	
	対象費目	係数
	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

(注) 1 用地現況測量(建物等)については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量 箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。

### 24 用地境界杭設置(表1-1-24)

(10本当たり)

					(10/1-1/0/
[J	$\wedge$		人	員	
区	分	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外	業	_	1. 2	1. 2	1. 2
内	業	_	0. 5	0. 5	_

各費	各費目の直接人件費に対する割合									
費			目	割	合	費		目	割合	
機	械	経	費	3. 8	<u>5%</u>	材	料	費	19.0%	

#### 25 復元測量 (表 1 - 1 - 25)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区	分		人	員	
	71	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	測量補助員
外	業	1.7	1.7	1.7	1.7
内	業	0. 5	0. 5	0. 5	_

(注) 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図 他参考資料による杭の復元を行うものである。

各費	各費目の直接人件費に対する割合									
費			目	割	合	費		目	割	合
機械経費			3.0	<u>)%</u>	材	料	費	3. 8	5%	

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

#### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

### 27 現況実測平面図の作成 (表 1 - 1 - 27)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区	分	人		員
	カ	測 量 技 師	測量技師補	測量助手
外	業	1.2	1.2	1.2
内	業	0.4	0.7	0.7

(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

各費	見の	直接	安人 件	費に	対す	る割合	-			
費			目	割	合	費		目	割合	
機	械	経	費	3. (	<u>%</u>	材	料	費	3.0%	

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

#### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1. 3	1.0	0.7	1.0

#### 変化率 (縮尺)

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0.0	-0.2

- (注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用 する。
  - 2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用する。 (例:地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7=1.5+0.2)

IΒ

#### 25 復元測量 (表 1 - 1 - 25)

(10,000 ㎡当たり)

区	分		人	員	
	71	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外	業	1.7	1. 7	1. 7	1.7
内	業	0. 5	0.5	0. 5	_

(注) 復元測量とは、境界確認において境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図 他参考資料による杭の復元を行うものである。

各費目の	直接人件	費に対する	割合			
費	目	割合	費		目	割合
機械	経 費	2.5%	材	料	費	3.5%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

### 27 現況実測平面図の作成 (表 1 - 1 - 27)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区	分	人		員
	カ	測量技師 測量技師補		測量助手
外	業	1.2	1. 2	1.2
内	業	0.4	0.7	0.7

(注) 現況実測平面図作成については、既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。

各費	骨目の	)直接	接人件	:費に	対す	る割合				
費			目	割	中	費		Ш	割	合
機	械	経	費	2.	5%	材	料	費	3. 0	)%

精度管理費係数	
対象費目	係数
直接人件費+賃金+機械経費	0.07

#### 補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原 野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

#### 変化率(縮尺)

1/250	1/500	1/1000
+0.2	0.0	-0.2

- (注) 1 現況実測平面図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用 する。
  - 2 縮尺の補正は、上記地域区分の補正率に、縮尺に対応する変化率を加算・減算して適用す る。(例:地域区分が市街地乙で、図面縮尺が 1/250 の場合は、補正率 1.7=1.5+0.2)

測量技師     測量技師補     測量 助手     測量補助員       外業     2.5     2.5     2.5       内業     -     3.0     3.7       各費目の直接人件費に対する割合     精度管理費係数       費目割合費目割合費目割合     係数       機械経費2.0%材料費1.5%       請正率         測量技師補測量助手測量補助員       外業2.5     2.5     2.5       内業     -     3.0     3.7       各費目の直接人件費に対する割合費目割合費目割合     特度管理費係数       対象費目直接人件費+賃金+機械経費0.07       機械経費2.0%材料費2.0%       補正率						新												IB					
人     人 <th co<="" th=""><th>黄断面図</th><th>作成(割</th><th>長 1 一 1 -</th><th>-28)</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>28</th><th>横断面</th><th>図作用</th><th>成(表 1 ·</th><th><b>- 1 - 2</b></th><th>28)</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></th>	<th>黄断面図</th> <th>作成(割</th> <th>長 1 一 1 -</th> <th>-28)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>28</th> <th>横断面</th> <th>図作用</th> <th>成(表 1 ·</th> <th><b>- 1 - 2</b></th> <th>28)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	黄断面図	作成(割	長 1 一 1 -	-28)							28	横断面	図作用	成(表 1 ·	<b>- 1 - 2</b>	28)						
区分     測量技師     測量技師補     測量助手     測量補助員       外業     2.5     2.5     2.5     2.5       内業     -     3.0     3.7     -       各費目の直接人件費に対する割合     精度管理費係数     対象費目     係数       機械経費     2.0%     材料費     1.5%       構成     企業     2.0%     材料費     2.0%       機械経費     2.0%     材料費     2.0%		1					(	1 k m当たり)	7										(	1km当たり)	7		
外業     2.5     2.5     2.5     2.5       内業     一     3.0     3.7     一       各費目の直接人件費に対する割合     精度管理費係数     対象費目     原数       費目割合費目割合費目割合機械経費2.0%材料費1.5%     原数     原数       機械経費2.0%材料費1.5%     1.5%       適正率         外業2.5     2.5     2.5     2.5       内業 ー     3.0     3.7     一         各費目の直接人件費に対する割合費目割合費目割合費目割合費目割合     特度管理費係数対象費目       機械経費2.0%材料費2.0%材料費2.0%     材料費2.0%       補正率	区 分				Т				-			区	分			1			1		-		
内業     一     3.0     3.7     一       各費目の直接人件費に対する割合費目割合費目割合機械経費2.0%材料費1.5%     精度管理費係数対象費目 原数対象費目 原接人件費に対する割合費目割合費目割合費目割合費目割合費目割合機械経費2.0%材料費2.0%材料費2.0%材料費2.0%     精度管理費係数対象費目 機械経費2.0%材料費2.0%材料費2.0%       機械経費2.0%材料費2.0%     材料費2.0%       構正率							手 測		-												-		
各費目の直接人件費に対する割合     精度管理費係数       費 目 割 合 費 目 割 合 機 械 経 費 2.0% 材 料 費 1.5%     「									 <del> </del>							+					-		
費     目     割     合     対象費目     係数       機 械 経 費     2.0%     材 料 費     1.5%       資正率     目     割     合     費     目     割     合     対象費目       機 械 経 費     2.0%     材 料 費     2.0%     材 料 費     2.0%       補正率	内 業				3.0	3. 7		_				内	業	_			3.0	3. 7		_			
費     目     割     合     対象費目     係数       機 械 経 費     2.0%     材 料 費     1.5%       資正率     目     割     合     費     目     割     合     対象費目       機 械 経 費     2.0%     材 料 費     2.0%     材 料 費     2.0%       補正率	各費目の	の直接人	件費に対	する割合			精度管理					各費	目の直	接人件費	貴に対す	つる割合			精度管理				
]正率   補正率	費 目割合費 目割合			対象費目			係数		費		目	割 合	費	目	割合	対象費目			係				
	機械	経費	2.0%	材	料費	1.5%	直接人件	費+賃金+機	械経費	0.07		機	械経	登 費	2.0%	材	料費	2.0%	直接人件	:費+賃金+機	械経費	0.	
	非正率		1	.0	1				1	<u>'</u>		補正率		•									
地域区分   大市街地   市街地 甲   市街地 乙   都市近郊   耕 地   原 野   森 林   地域区分   大市街地   市街地 甲   市街地 乙   都市近郊   耕 地   原 野   森 村	地域区	分大市	市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林	<b>k</b>		地域	区分	大市街	地市	街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森村	沐	
補正率 2.0 1.8 1.5 1.3 1.0 0.7 1.0 補正率 2.0 1.8 1.5 1.3 1.0 0.7 1.0	補 正	率 :	2.0	1.8	1.5	1. 3	1.0	0.7	1.0			補 ]	三率	2.0		1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0		

#### 4-2 調査業務

#### Ⅱ 建物等の調査

### 5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関す る技術的基準)、第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る 運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表2-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算 は、表2-14により行うものとする。

表 2 - 13

区 分		区	分	$\mathcal{O}$	細	目
法令適合性調査(1)	木造建物	(建築基	基準法 <u>第</u>	<u>61 条</u> に	該当す	「る建築物)
法令適合性調査(2)	木造建物	(建築基	準法第	35条、	第 61	条に該当する建
	築物)					
法令適合性調査(3)	木造建物	• 非木造	建物(是	建築基準	生法第3	5条に該当する
	建築物)					

### 6 工作物等の調査

### (3) 附帯工作物 (敷地内の立竹木を含む。)

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

### ① 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表2-23によるものとする。

表 2-23

区分	判 斯 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 ㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 ㎡から 200 ㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 ㎡から 600 ㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 ㎡から 1,000 ㎡程度のも の
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 ㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が 500 ㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 ㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

### 4-2 調査業務

#### Ⅱ 建物等の調査

### 5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関す る技術的基準)、第61条(防火地域内の建築物)及び第62条(準防火地域内の建築物)とし、必要に応 じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表2-13によるものとし、各区 分の直接人件費の積算は、表2-14により行うものとする。

旧

表 2-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調查(1)	木造建物(建築基準法第 61条及び第 62条に該当する
	建築物)
法令適合性調査(2)	木造建物 (建築基準法第 35 条、 <u>第 61 条及び第 62 条</u> に
	該当する建築物)
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物 (建築基準法第 35 条に該当する
	建築物)

#### 6 工作物等の調査

### (3) 附帯工作物 (敷地内の立竹木を含む。) の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区 分は、表2-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-24により行うものとする。 ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 70 パーセントに補正するものとする。

表 2-23

区分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 ㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 ㎡から 200 ㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 ㎡から 600 ㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 ㎡から 1,000 ㎡程度のも の
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 ㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が 500 ㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 ㎡未満のときは、住宅敷地 C として取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

# ② 附帯工作物 (敷地内の立竹木含む。) の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 2 - 24 により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等)を 70 パーセントに補正するものとする。

表 2 - 24

区分	単位	規模	職種	外 業	内	業	. 計	備考
	平114	/允 1英	400 7里	調査	図面等	算 定	БI	/m <i>^</i> ¬
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 ㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技術員	0. 20 0. 20 0. 20 —	0. 10 — 0. 70 —	0. 06 0. 28 0. 22 0. 06	0.36 人 0.48 人 1.12 人 0.06 人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技術 員	0. 26 0. 26 0. 26	0. 10 — 1. 24 —	0. 07 0. 39 0. 35 0. 07	0.43 人 0.65 人 1.85 人 0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技術員	0. 47 0. 47 0. 47	0. 10 — 2. 06 —	0. 07 0. 61 0. 45 0. 07	0.64 人 1.08 人 2.98 人 0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技術員	0. 65 0. 65 0. 65	0.09 — 2.79 —	0. 07 0. 88 0. 77 0. 07	0.81 人 1.53 人 4.21 人 0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技師 A 技師 B 技師 C 技術員	0. 91 0. 91 0. 91	0. 19 — 3. 90 —	0. 13 1. 11 1. 01 0. 13	1. 23 人 2. 02 人 5. 82 人 0. 13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技術員	0. 41 0. 41 0. 41	0. 23 — 2. 30 —	0. 22 0. 83 0. 42 0. 18	0.86 人 1.24 人 3.13 人 0.18 人	

旧

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

(追加)

							ā	長 2 - 24
区分	単位	規模	職種	外 業	内	業	計	備考
	7111	791. 175	加工	調査	図面等	算 定	н	VIII 7
			技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
D + 40 H	_	敷地面積	技師 B	0.20		0.28	0.48 人	
住宅敷地A	戸	150 ㎡未満	技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技 術 員	_	_	0.06	0.06 人	
			技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
		敷地面積	技師 B	0.26		0.39	0.65 人	
住宅敷地B	戸	150 ㎡以上	技師 C	0.26	1. 24	0.35	1.85 人	
		200 ㎡未満	技 術 員	_	_	0.07	0.07 人	
			技師 A	0.47	0. 10	0.07	0.64 人	
		敷地面積	技師 B	0.47	_	0.61	1.08人	
住宅敷地C	戸	200 ㎡以上	技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
		600 ㎡未満	技 術 員	_	_	0.07	0.07 人	
			技師 A	0.65	0. 09	0.07	0.81 人	
alle alle alle alle		敷地面積	技師 B	0.65	_	0.88	1.53 人	
農家敷地A	戸	600 ㎡以上	技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
		1,000 ㎡未満	技 術 員	_	_	0.07	0.07 人	
			技師 A	0.91	0. 19	0.13	1. 23 人	
H	_	敷地面積	技師 B	0.91	_	1. 11	2.02 人	
農家敷地B	戸	1,000 ㎡以上	技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技 術 員	_	_	0.13	0.13 人	
			技師 A	0.41	0. 23	0.22	0.86人	
7 II M 0 1 II	kk	敷地面積	技師 B	0.41		0.83	1.24 人	
工場等の敷地	箇所	500 ㎡以上	技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
		1,000 ㎡未満	技 術 員	_		0.18	0.18 人	
						0.10	0.10 八	

			技師 A	0. 13	0.12	0. 12	0.37 人	
独立工作物	箇所		技師 B	0.13	_	<u>0.21</u>	0.34人	
姐 工工作物	固別	_	技師 C	0.13	0.61	<u>0. 20</u>	0.94人	
			技 術 員	_	_	0.15	0.15 人	

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25 の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査(調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 2 - 25

敷地の		500 ㎡以上	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	4,000 ㎡以上
面積	500 ㎡未満	1,000 ㎡未満	2,000 ㎡未満	4,000 ㎡未満	8,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2. 50	4.00

		20,000 ㎡以上 28,000 ㎡未満
5. 70	7.80	10.40

技師 C   0.13   0.61   <u>0.09</u>   <u>0.83</u> 人   技術員 —   —   0.15   0.15人	独立工作物     箇所     —     技師       技師	ВС	0. 13 0. 13	0.61	0.30 0.09	0.43人	
---	------------------------------------	----	----------------	------	--------------	-------	--

旧

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備 及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25 の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査(調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 2-25

敷地の		500 ㎡以上	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	4,000 ㎡以上
面積	500 ㎡未満	1,000 ㎡未満	2,000 ㎡未満	4,000 ㎡未満	8,000 ㎡未満
補正率	0.80	1. 00	1. 60	2.50	4. 0 0

	m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 以上
12,000 m <sup>2</sup> 未満   20,000	m
12,000 III /K   III   20,000	20,000 111 / (10)
5.70 7.	8 0 1 0 . 4 0

- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25 の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査(調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 2 - 25

敷地の		500 ㎡以上	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	4,000 ㎡以上
面積	500 ㎡未満	1,000 ㎡未満	2,000 ㎡未満	4,000 ㎡未満	8,000 ㎡未満
補正率	0.80	1. 00	1.60	2. 50	4.00

	12,000 ㎡以上	
12,000 ㎡未満	20,000 ㎡未満	28,000 ㎡未満
5.70	7.80	10.40

### ③ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積 の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2 - 26 によって行うものとする。

表 2-26

区分	単 位	職種	<u>外 業</u>	<u>外業</u> <u>内業</u>		<u></u>	備考
<u> </u>	<u>丰 仏</u>	<u> </u>	調 査	図面等	<u>算 定</u>	<u> </u>	<u>//fl                                   </u>
独立工作物の見積	<u>箇所</u>	<u>技師 A</u> 技師 C	_ _	0.09 0.22	0.35 —	<u>0.44 人</u> <u>0.22 人</u>	

- <u>注1</u> 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセント に補正するものとする。
- 注2 本表は、原則として2社の見積の徴取に要する費用を含んだ歩掛である。

IΒ

- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-25 の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査(調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
  - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 2 - 25

敷地の		500 ㎡以上	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	4,000 ㎡以上
面積	500 ㎡未満	1,000 ㎡未満	2,000 ㎡未満	4,000 ㎡未満	8,000 ㎡未満
補正率	0.80	1. 00	1.60	2. 50	4. 00

	12,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	
5.70	7.80	10.40

(追加)

### (4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 $\frac{2-27}{0}$ の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 $\frac{2-28}{0}$ により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

直接人件費= (単位当たりの直接人件費 × \_\_\_\_\_\_\_)

調査対象面積

1 0 0 0

ただし、表 $\frac{2-27}{}$ の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査 するものとする。

表 2 - 27

区分	表 <u>2 - 27</u> 判 断 基 準
	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他
	の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの(自生木を含
	み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次に掲げる種別により区
	分する。
	A
	1   観算性
	樹)、株物、玉物、生垣、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。
	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らか
	で、樹高が大きくなるものをいう。
	② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝
	したもので、樹高が大きくならないものをいう。
	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体
	として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。
	④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当
庭木等	するものをいう。
	B 利用樹
	防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回
	りに生育するものをいう。
	C 風致木
	   名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保
	たせるために植栽されている立木をいう。
	   D 地被類
	   観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
	│ │ ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自
	然発生のものを除く。
	② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育す
	るもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うよう
	に面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。

#### (4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表2-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

旧

調査対象面積

1 0

ただし、表 2-26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査 するものとする。

表 2 - 26

		表 <u>2-26</u>
区	分	判
		まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他
		の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの(自生木を含
		み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次に掲げる種別により区
		分する。
		A 観賞樹
		観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉
		樹)、株物、玉物、生垣、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。
		① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らか
		で、樹高が大きくなるものをいう。
		② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝
		したもので、樹高が大きくならないものをいう。
		③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体
		として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。
		④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当
庭っ	大 等	するものをいう。
		⑤ 特殊樹 ①~④に該当するものを除く。
		B 利用樹
		防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回
		りに生育するものをいう。
		C 風致木
		名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保
		たせるために植栽されている立木をいう。
		D 地被類
		観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
		① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自
		然発生のものを除く。
		② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育す
		るもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うよう
		に面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。

旧

区 分	判
庭木等	E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、 暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さ に弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂 又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年 生植物をいい、自然発生のものを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効 用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれ らの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培 方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管 理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及 び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、 園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

区分		判 断 基 準
庭木等	公干	E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、 書さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さ に弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂 又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年 生植物をいい、自然発生のものを除く。
用材材	木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効 用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 材	木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれ らの効用を有していると認められるものをいう。
収穫植	封	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培 方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管 理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及 び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、 園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹材	木	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木(植木畑)	K	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

								<u> </u>
区分	単位	規 模	職種	外 業	内	業	計	備考
	十 1	/元 1英	1年	調査	図面等	算 定	PΙ	DHI 75
			主任技師		_	0.04	0.04 人	
用材林	1,000 m <sup>2</sup>		技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
用机机机	1,000 III		技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技 術 員	0.23	_	0.15	0.38 人	
			主任技師		_	0.06	0.06 人	
恭 毕 廿	1 000 m²		技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
薪炭林	1,000 m <sup>2</sup>		技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	_	0.15	0.51 人	
			主任技師		_	0.08	0.08 人	豆 的 棚 田 陪 祭
収穫樹	1 000 m²		技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	吊り棚、囲障等の調本及び第
収穫樹	1,000 III	, 000 m² —	技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	の調査及び算定を含む。
			技 術 員	0.34	_	0.21	0.55人	たを占む。 
			主任技師		_	0.04	0.04 人	
竹林	t 1 000 m²		技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
77 77	1,000 m <sup>2</sup>		技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14		0.14	0.28 人	
# +			技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査
苗木	1,000 m <sup>2</sup>	_	技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	及び算定を含
(植木畑)			技 術 員	0.50		0.06	0.56人	む。

注 調査区域の地形等によって表2-29の補正を行うものとする。

### 表 2 - 29

		X <u>Z Z0</u>
地形	判	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1. 00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1. 30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね 30°以上)	1.40

### (5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、調査区域(敷地)内にあって、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 $\frac{2-30}{1}$ によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 $\frac{2-31}{1}$ により行うものとする。

旧

表 2 - 27

								衣 <u>2-27</u>				
区分	単位	規模	職種	外 業	内	業	計	備考				
	一 平 1世	/元 /英	相联 1里	調査	図面等	算 定	П	/m <i>7</i> -				
			主任技師		_	0.04	0.04 人					
用材林	1,000 m <sup>2</sup>		技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	用材林				
用物幣	1,000 III		技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	/TI /1/1 //Y				
			技 術 員	0.23		0.15	0.38 人					
			主任技師			0.06	0.06人					
薪炭林	1 000 m²		技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	薪炭林				
新灰体	1,000 m	1,000 m —	技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	(自然生林)				
			技 術 員	0.36		0.15	0.51 人					
	1 000 -2			主任技師	_		0.08	0.08 人				
収穫樹		1,000 m² —	技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	収 穫 樹				
以慢倒	1,000 m		技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	(果実園)				
			技 術 員	0.34		0.21	0.55人					
							主任技師			0.04	0.04 人	
竹林	1 000 m²		技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	竹林				
1,1 44	林 1,000 ㎡		技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	1,1 44				
			技 術 員	0.14	_	0.14	0.28 人					
# +			技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	苗木				
苗木	1,000 m²	_	技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	苗 木 (植木畑)				
(植木畑)			技 術 員	0.50		0.06	0.56人					

注 調査区域の地形等によって表2-28の補正を行うものとする。

### 表 2 - 28

		A 2 20
地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1. 30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね 30°以上)	1.40

### (5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、調査区域(敷地)内にあって、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 $\frac{2-29}{2}$ によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 $\frac{2-30}{2}$ により行うものとする。

### 表 2 - 30

区		分	判
<del>古</del>			神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると
庭	園	A	認められるもの
垃	国	В	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、
庭	園		池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭	国	<u></u>	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形
庭	園	d C	されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

### 表<u>2-31</u>

区		分	単	規模	職種	外業	内	業	計	備考
			位	.,_		調査	図面等	算 定		
					技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
京	1351		箇所	200 ㎡以上	技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
庭	遠	А		400 ㎡未満	技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
					技 術 員	_	_	0.12	0.12 人	
		D	箇所		技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
庭	園			200 ㎡以上	技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
庭	風	В		400 ㎡未満	技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
					技 術 員	_	_	0.12	0.12 人	
					技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
庭	園		<i>₩</i> =r	200 ㎡以上	技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
庭	凼	С	箇所	400 ㎡未満	技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
					技 術 員	_	_	0.12	0.12 人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-32の補正率表を適用するものとする。
- 注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

### 表 2-32

設備の延べ			200 ㎡以上	400 ㎡以上	600 ㎡以上
	面 積	200 ㎡未満	400 ㎡未満	600 ㎡未満	1,000 ㎡未満
	補正率	0.80	1. 00	1. 40	1. 90

1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	10,000 ㎡以上
2,000 ㎡未満	5,000 ㎡未満	10,000 ㎡未満	14,000 ㎡未満
2. 90	5. 20	8.70	

### 表<u>2-29</u>

区		分	判 斯 基 準
庭	園	Λ	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると
庭	国	Α	認められるもの
庭	園	D	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、
庭	国	В	池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭	国	l C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形
庭	園		されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

### 表<u>2-30</u>

計	備考
1.12 人	
2.63 人	
3.56 人	
0.12 人	
0.87 人	
2.24 人	
3.12 人	
0.12 人	
0.63 人	
1.78 人	
2.53 人	
0.12 人	
	2.63 人 3.56 人 0.12 人 0.87 人 2.24 人 3.12 人 0.12 人 1.78 人 2.53 人

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-31の補正率表を適用するものとする。
- 注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

## 表 2-31

設備の延べ面積	200 ㎡未満	200 ㎡以上 400 ㎡未満	400 ㎡以上 600 ㎡未満	600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	
補正率	0.80	1. 00	1. 40	1. 90	

1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	10,000 ㎡以上
2,000 ㎡未満	5,000 ㎡未満	10,000 ㎡未満	14,000 ㎡未満
2. 90	5. 20	8.70	12.00

#### (6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表2-33 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2-34 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

調査対象面積 直接人件費=(単位当たり直接人件費 × \_\_\_\_\_\_\_\_)

表2-33

区 分		判
		墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地
	墳墓A	の面積が 3 ~ 4 m²程度のもの
		(10 ㎡当たり3画地程度)
去院立は八畳(紅畳		墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地
寺院又は公営(私営	墳墓B	の面積が 1.5~ 2 m²程度のもの
を含む)墳墓		(10 m <sup>2</sup> 当たり5画地程度)
		墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地
	墳墓C	の面積が 1.5 m²以下程度のもの
		(10 ㎡当たり7画地程度)
	墳 墓 D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、
しついみの接首	垻 峚 D	10 m <sup>3</sup> 当たり3基~5基程度あるもの
上記以外の墳墓	墳墓 E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、
		10 ㎡当たり7基程度あるもの

#### (6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表2-32 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表2-33 により行うものとする。

旧

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

調査対象血積 直接人件費=(単位当たり直接人件費 × \_\_\_\_\_\_)

表 2 - 32

		<u>表 2 - 32</u>
区 分		判 断 基 準
		墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地
	墳墓A	の面積が3~4㎡程度のもの
		(10 ㎡当たり3画地程度)
上院立け八労 (利労		墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地
寺院又は公営(私営 を含む)墳墓	墳墓B	の面積が 1.5~ 2 m²程度のもの
を百む/ 填塞		(10 ㎡当たり 5 画地程度)
		墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地
	墳墓C	の面積が 1.5 m <sup>2</sup> 以下程度のもの
		(10 ㎡当たり7画地程度)
	墳 墓 D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、
しおいめの接首	垻 蚕 D	10 m <sup>3</sup> 当たり3基~5基程度あるもの
上記以外の墳墓	接	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、
	墳 墓 E	10 m <sup>2</sup> 当たり7基程度あるもの

旧

										表 <u>2</u>	<u> — 34 </u>
区		分	単位	規模	職種	外 業	内	業	計	備	考
		),j	平 世	/元 1英	400 7里	調査	図面等	算 定	ПI	VĦ	77
					主任技師	_		0.05	0.05 人		
					技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人		
墳	墓	Α	10 m²	3 画地程度	技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人		
					技師 C	0.16	0.17		0.33 人		
					技 術 員			0.16	0.16 人		
					主任技師	_		0.05	0.05 人		
					技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人		
墳	墓	В	10 m²	5 画地程度	技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人		
					技師 C	0.25	0.17		0.42 人		
					技 術 員			0.27	0.27 人		
			10 m²		主任技師	_		0.05	0.05 人		
	墓	С			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人		
墳				7 画地程度	技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人		
					技師 C	0.36	0.21		0.57 人		
					技 術 員			0.38	0.38 人		
					主任技師		_	0.05	0.05 人		
				$3\sim5$ 基	技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人		
墳	墓	D	10 m²	(画地)	技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人		
				程度	技師 C	0.21	0.21		0.42 人		
					技 術 員			0.22	0.22 人		
					主任技師		_	0.05	0.05 人		
				7 基	技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人		
墳	墓	E E	10 m²	(画地)	技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人		
				程度	技師 C	0.36	0.26		0.62 人		
					技 術 員	_		0.38	0.38 人		
注 1		黄の:	調本及び管	育定け 草石	草誌等 カロ	カート 石積	野田 (	生垣を全は	· 0 ) 4	份★梦	空レー

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む。)、立竹木等について行うものとする。

注 2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査 で行うも のとする。

				1			1		1	<u> </u>
区		分	単位	規  模	職種	外業	内	業	計	備考
		),	1	% 景	744	調査	図面等	算 定	μι	ин
					主任技師	_		0.05	0.05 人	
					技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
墳	墓	Α	10 m²	3画地程度	技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
					技師 C	0.16	0.17	_	0.33 人	
					技 術 員			0.16	0.16 人	
					主任技師			0.05	0.05 人	
					技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
墳	墓	В	10 m²	5 画地程度	技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
					技師 C	0.25	0.17	_	0.42 人	
					技 術 員	_		0.27	0.27 人	
					主任技師	_		0.05	0.05 人	
					技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
墳	墓	С	10 m²	7 画地程度	技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
					技師 C	0.36	0.21		0.57 人	
					技 術 員			0.38	0.38 人	
					主任技師	_	_	0.05	0.05 人	
				$3\sim5$ 基	技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
墳	墓	D	10 m²	(画地)	技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
				程度	技師 C	0.21	0.21		0.42 人	
					技 術 員			0.22	0.22 人	
					主任技師	_	_	0.05	0.05 人	
				7 基	技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
墳	墓	Е	10 m²	(画地)	技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
	程		程度	技師 C	0.36	0.26		0.62 人		
					技 術 員	_		0.38	0.38 人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む。)、立竹木等について行うものとする。

注 2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査 で行うも のとする。

表<u>2-33</u>

#### 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。)以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料(検討概要書)を作成する(VI 移転工法案の検討 に該当するものを除く。)ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-35 により行うものとする。

表 2 - 35

12,	$\wedge$	単位	職	種	外 業	内	業	計	備考
	区分		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		調査	図面等	算 定	ĦΤ	1
			技師	A	0.24	0.41	_	0.65 人	
建物等の残	建物等の残地移転要 件の該当性の検討		技師	В	0.24	0.32	_	0.56人	
件の該当性			技師	С	0.24	0.67	_	0.91 人	
			技師	D	_	0.19	_	0.19 人	

- 注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる 移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、 検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の 調査を実施するものとする。
- 注 2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回 (2回以上) 行う必要がある業種については、表 6-6 を加算することができるものとする。

#### 8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う(照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画図に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う)ものである。

#### (1)建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 $\frac{2-36}{2}$  により行うものとする。

表 2 - 36

区分	単位	職種	外業	内	業	計	備考
	十 14	1年	調査	図面等	算 定	ΠĪ	
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A 技師 B		0. 13 0. 37		0.13 人 0.37 人	

#### 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。)以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料(検討概要書)を作成する(VI 移転工法案の検討 に該当するものを除く。)ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表2-34により行うものとする。

表 2 - 34

	D.	$\wedge$	単位	拉	衽	外 業	内	業	計	備考
	区	分	単位	職	種	調査	図面等	算 定	ĦΤ	1
Ī				技師	A	0.24	0.41	_	0.65 人	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	技師	В	0.24	0.32	_	0.56人	
				技師	С	0.24	0.67	_	0.91 人	
				技師	D		0.19	_	0.19 人	

- 注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる 移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、 検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の 調査を実施するものとする。
- 注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回(2回以上)行う必要がある業種については、表 6-6を加算することができるものとする。

#### 8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う(照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画図に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う)ものである。

#### (1)建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-35 により行うものとする。

表 2 - 35

区分	単位	職種	外 業	内	業	計	備考
	<del>平</del> 1四	1400 7里	調査	図面等	算 定	рΙ	Vπ ~ <del>-</del>
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A 技師 B	_	0. 13 0. 37		0.13 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計 (照応建物の 補償額算定)を行う場合においても、表2-36を適用するものとする。

#### (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表2-37により行うもの とする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補償 額算定)は、Ⅱ 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとす

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)するこ とにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用す ることができるものとする。

表 2 - 37

区分	単位	職	種	外 業	内	業	計	備	考
	平 12	邦联		調査	図面等	算 定	äΤ	V⊞	与
	凯哥. 安	技師	A		0.06	0.14	0.20 人		
照応建物の	設計案	技師	В		0.72	0.46	1.18 人		
設計案の作成	1 案	技師	С	_	0.41	_	0.41 人		
	当たり	技師	D	_	_	0.10	0.10 人		

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計(照応建 物の補償額算定)は、Ⅱ 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うも のとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することに より構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等 を適用するこ とができるものとする。

IΒ

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計 (照応建物の 補償額算定)を行う場合においても、表2-35を適用するものとする。

#### (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表2-36により行うもの とする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補償 額算定)は、Ⅱ 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとす

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)するこ とにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用す ることができるものとする。

表 2 - 36

豆 八	単位	啦	種	外業	内	業	計	備	考
区 分	単位	職		調査	図面等	算 定	ĦΤ	VĦ	4
		技師	A	_	0.06	0.14	0.20 人		
照応建物の	設計案 1 案 当たり	技師	В	_	0.72	0.46	1.18 人		
設計案の作成		技師	С		0.41	_	0.41 人		
		技師	D		_	0.10	0.10 人		

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計(照応 建物の補償額算定)は、Ⅱ 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うもの とし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構 造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等 を適用することができる ものとする。

		新						Ш		
別表						別表				
	設 壽	十 数 量 表 示	単位一	覧表		.	設	計数量表示単位	一覧	表
区分	種別	細別	単 位	数位	備考	区分	種別	細別単位	数位	備考
	作業計画		業務	1			作業計画	業務	1	
	打合せ協議		業務	1			打合せ協議	業務	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査	業務	1	
	公図等の転写		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は		公図等の転写	m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は
	公図等転写連続図作成		m²	100	数位を 10 ㎡とする。		公図等転写連続図作成	m²	100	数位を 10 ㎡とする。
	地積測量図転写		m²	100	_		地積測量図転写	m²	100	_
	土地の登記記録調査		m²	100	1		土地の登記記録調査	m²	100	
	建物の登記記録調査		戸	1			建物の登記記録調査	戸	1	
	権利者確認調査(当初)		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。		権利者確認調査(当初)	m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。
	権利者確認調査(追跡)		人	1			権利者確認調査(追跡)	人	1	
	境界確認		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は		境界確認	m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は
用用	土地境界立会確認書作成		m²	100	数位を 10 ㎡ とする。	土地境界立会確認書作成	m²	100	数位を 10 ㎡とする。	
Л	補助基準点の設置		m²	100		用	補助基準点の設置	m²	100	
地	境界測量		m²	100		lu.	境界測量	m²	100	
	境界点間測量		m²	100		地	境界点間測量	m²	100	
測	用地現況測量 (建物等)		m²	100		測	用地現況測量(建物等)	m²	100	
量	用地境界仮杭設置		m²	100			用地境界仮杭設置	m²	100	
	面積計算		m²	100		量	面積計算	m²	100	
	用地実測図原図作成		m²	100			用地実測図原図作成	m²	100	
	用地平面図作成		m²	100			用地平面図作成	m²	100	
	土地調書作成		m²	100			土地調書作成	m²	100	
	地積測量図等の作成		筆	1			地積測量図等の作成	筆	1	
	不動産調査報告書の作成		筆	1			不動産調査報告書の作成	筆	1	
	用地境界杭設置		本	1			用地境界杭設置	本	1	
	復元測量		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。		復元測量	m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。
	公共用地管理者との打合せ		業務	1			公共用地管理者との打合せ	業務	1	
	現況実測平面図の作成		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。		現況実測平面図の作成	m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。
	横断面図作成		km	0.01			横断面図作成	km	0.01	
	依頼書作成		km	0.01			依頼書作成	km	0.01	
	協議書作成		km	0.01			協議書作成	km	0.01	

	1	<del>,</del>	斯 		
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分 ごとに記載の標準回数を参照のこと。
~=	作業計画の策定		業務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	□	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
建	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
物	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1	
等	生産設備	見積	台	1	
	附带工作物		戸	1	
の	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
	独立工作物		箇 所	1	
調	独立工作物	見積	<u>箇 所</u>	1	
査	立竹木		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合に 数位を 10 ㎡とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m²	1	
	建物等の残地移転要件 の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案 の作成等		案	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
雀	法令関係資料の調査		m²	100	数量が1,000㎡未満の場合に
洞洞	現況利用調査		m²	100	数位を 10 m²とする。
M 查	聞き取り等調査 (自治体)		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等 調査		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合に 数位を 10 ㎡とする。

共	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ご とに記載の標準回数を参照のこと。
通	作業計画の策定		業務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	□	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
建	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
Æ	機械設備		事業所	1	
物	機械設備		台	1	
	生産設備		設備	1	
等	生産設備	見積	台	1	
の	附帯工作物		戸	1	
V)	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
調	独立工作物		箇 所	1	
査	立竹木		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m²	1	
	建物等の残地移転要件 の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案 の作成等		案	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	口	1	
権	法令関係資料の調査		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は
利	現況利用調査		m²	100	数位を 10 ㎡とする。
調査	聞き取り等調査 (自治体)		機関	1	
_	登記履歴調査・住宅地図等 調査		m²	100	数量が 1,000 ㎡未満の場合は 数位を 10 ㎡とする。
	地形図等調査		m²	100	
_					-

旧